

## 桑名市と愛知教育大学との包括連携に関する協定書

桑名市（以下「甲」という。）と愛知教育大学（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源の交流を図り、教育分野において多様に協力していくために包括連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、子どもの健やかな成長、教職員の資質・能力の向上及び学生の実践力育成等において、相互に協力し、学校教育の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 前条の規定に基づき実施する事項は、次の各号のとおりとする。

- (1) 子どもの健やかな成長に関すること。
- (2) 教職員の資質・能力の向上に関すること。
- (3) 学生の実践力育成に関すること。
- (4) 現代的教育課題に関すること。
- (5) その他甲・乙双方が必要であると認めること。

### （連携推進協議会）

第3条 前条各号に掲げる連携事項を円滑に推進するために、甲・乙双方の関係者による協議の場として、連携推進協議会を必要に応じて設置することができる。

### （連携方法）

第4条 甲及び乙は、それぞれ連携窓口を設置し、連携協力を推進するための必要な連絡調整を行う。

2 研究連携に当たっては、それぞれの教職員の派遣や受入、施設・設備等の利用について、業務に支障のない範囲で便宜を供し実施するものとする。

### （経費）

第5条 前条に規定する連携実施に当たり、研究に係る経費については各機関が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、教職員の派遣経費は、要請した側が負担する。

### （守秘義務）

第6条 甲・乙双方は、本協定に基づく活動において、相手側から知り得た秘密事項について、本協定有効期間中及び有効期間終了後を問わず、決して第三者に対し開示又は漏えいしてはならない。ただし、相手方の承諾を得ている場合は、この限りでない。

### （有効期間）

第7条 本協定は、締結の日から効力を発し、有効期間は令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも改廃の申し入れが無いときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （その他）

第8条 本協定に定める事項に疑義が生じたとき、又は本協定に定めるものの他に合意すべき事項が生じたときは、甲・乙協議の上、新たに定めるものとする。

### 附則

#### （教職員の派遣経費に関する経過措置）

第5条第2項に定める教職員の派遣経費については、令和8年3月31日に至るまでの間は、教職員が所属する各機関が負担できるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲・乙それぞれの署名の上、各1通を保有するものとする。

令和6年6月28日

甲 三重県桑名市中央町二丁目37番地  
桑名市  
市長

伊藤 徳宇

乙 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1  
愛知教育大学  
学長

野田 敦敬